平成 23 年度 第 11 回 富合町合併特例区協議会



と き 平成24年2月10日(金)

午前9時30分~

ところ アスパル富合 研修室

富合町合併特例区協議会事務局

協議第 1 号

富合町合併特例区規約の一部変更について

富合町合併特例区規約の一部を変更する規約について、別紙のとおり提案する。

平成24年2月10日 提出

富合町合併特例区長 村 﨑 秀

富合町合併特例区規約の一部を変更する規約

富合町合併特例区規約の一部を次のように変更する。

第5条中「合併前の下益城郡富合町大字清藤405番地3」を「熊本市南区富合町清藤405番地3」に改める。

別表中

Γ

所在地(合併前)

富合町大字清藤405番地1

富合町大字木原2748番地

富合町大字平原67番地1

富合町大字木原2319番地

富合町大字上杉字上川原358番1地先から

富合町大字小岩瀬字居屋敷926番地先まで

を

Γ

所在地

熊本市南区富合町清藤405番地1

熊本市南区富合町木原2748番地

熊本市南区富合町平原67番地1

熊本市南区富合町木原2319番地

熊本市南区富合町上杉字上川原358番1地先 から熊本市南区富合町小岩瀬字居屋敷926番 地先まで

に改める。

]

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

改正案

(設置)

- 第1条 市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第26条第1項の規定に基づき、合併前の下益城郡富合町の区域(以下「区域という。」に合併特例区を設ける。(名称)
- 第2条 合併特例区の名称は、富合町とする。 (設置期間)
- 第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から 5年間とする。

(合併特例区の処理する事務)

- 第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。
 - (2) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
 - (3) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
 - (4) 区域における九州新幹線総合車両基地に 関連する事業に関すること。
 - (5) 区域における国民健康保険療養給付支払 等基金を財源とした保健事業に関すること。 (事務所の位置)
- 第5条 合併特例区の事務所は、<u>熊本市南区富合</u> <u>町清藤405番地3</u>に置く。

(区長の任期)

第6条 合併特例区の長(以下「区長」 という。)の任期は、2年とし、再任を妨げな いものとする。

(区長の権限)

- 第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務 を総理する。
- 2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたとき は、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ 指定する者がその職務を代理する。

(合併特例区協議会の構成員の選任等)

- 第8条 合併特例区協議会の構成員(以下「構成 員」という。)は、区域内に住所を有し、かつ、 熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうち から、熊本市長が選任する。
- 2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員 により構成員となった者の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。
- 4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任

現 行

(設置)

- 第1条 市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第26条第1項の規定に基づき、合併前の下益城郡富合町の区域 (以下「区域という。」に合併特例区を設ける。 (名称)
- 第2条 合併特例区の名称は、富合町とする。 (設置期間)
- 第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から 5年間とする。

(合併特例区の処理する事務)

- 第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。
 - (2) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
 - (3) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
 - (4) 区域における九州新幹線総合車両基地に 関連する事業に関すること。
 - (5) 区域における国民健康保険療養給付支払 等基金を財源とした保健事業に関すること。 (事務所の位置)
- 第5条 合併特例区の事務所は、**合併前の下益城 郡富合町大字清藤405番地3**に置く。

(区長の任期)

第6条 合併特例区の長(以下「区長」という。) の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(区長の権限)

- 第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務 を総理する。
- 2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたとき は、合併特例区の職員のうち、区長があらかじ め指定する者がその職務を代理する。

(合併特例区協議会の構成員の選任等)

- 第8条 合併特例区協議会の構成員(以下「構成員」という。)は、区域内に住所を有し、かつ、 熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうち から、熊本市長が選任する。
- 2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員 により構成員となった者の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。
- 4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任

等)

- 第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各 1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。
- 3 会長及び副会長の解任については、協議会で 協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

- 第10条 構成員の定数は、10人以内とする。
- 2 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会 長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開し ないことができる。
- 7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

別表 (第4条関係)

名称	<u>所在地</u>
富合町健康づく	熊本市南区富合町清藤40
り総合センター	<u>5番地1</u>
富合町雁回公園	熊本市南区富合町木原27
	4 8 番地
富合町屋外運動	熊本市南区富合町平原67
場	<u>番地 1</u>
富合町老人憩の	熊本市南区富合町木原23
家	19番地
緑川総合運動公	熊本市南区富合町上杉字上
園	川原358番1地先から熊
	本市南区富合町小岩瀬字居
	屋敷926番地先まで

等)

- 第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各 1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。
- 3 会長及び副会長の解任については、協議会で 協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

- 第10条 構成員の定数は、10人以内とする。
- 2 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者 を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会 長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開し ないことができる。
- 7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附則

この規約は、合併の日から施行する。

別表 (第4条関係)

1 <u>X (X) 4 X X X X X X X X X X X X X X X X X X</u>	
名称	<u>所在地(合併前)</u>
富合町健康づく	富合町大字清藤405番地
り総合センター	<u>1</u>
富合町雁回公園	富合町大字木原2748番
	地
富合町屋外運動	富合町大字平原67番地1
場	
富合町老人憩の	富合町大字木原2319番
家	地
緑川総合運動公	富合町大字上杉字上川原3
園	58番1地先から
	富合町大字小岩瀬字居屋敷
	926番地先まで
	-

附則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

.

協議第 2 号

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部改正について

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則(平成20年規則第1号)の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

平成24年2月10日 提出

富合町合併特例区長 村 﨑 秀

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則(平成20年規則第1号)の一部 を次のように改正する。

第2条中「634,800円」を「631,800円」に改める。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則(平成20年規則第1号) 新旧対照表

改正案	現行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 【略】	第1条 【略】
(給料)	(給料)
第2条 区長の月額報酬は、 <u>631,800円</u> とする。	第2条 区長の月額報酬は、 <u>634,800円</u> と する。
(その他の給与)	(その他の給与)
第3条 【略】	第3条 【略】
(給与の支給)	(給与の支給)
第4条 【略】	第4条 【略】
(旅費)	(旅費)
第5条 【略】	第5条 【略】

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

協議第 3 号

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部改正について

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則(平成20年規則第2号)の 一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

平成24年2月10日 提出

富合町合併特例区長 村 﨑 秀

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部を改正する規則

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則(平成20年規則第2号)の 一部を次のように改正する。

第2条中「187,000円」を「186,100円」に改める。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則(平成20年規則第2号) 新旧対照表

改正案	現行			
(趣旨)	(趣旨)			
第1条 【略】	第1条 【略】			
(報酬の額)	(報酬の額)			
第2条 構成員の報酬は、月額 <u>186,100円</u> とする。	第2条 構成員の報酬は、月額 <u>187,000円</u> とする。			
(支払方法)	(支払方法)			
第3条 【略】	第3条 【略】			
第4条 【略】	第4条 【略】			
第5条 【略】	第5条 【略】			
(雑則) 第6条 【略】	(雑則) 第 6 条			

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

平成23年度

富合町合併特例区一般会計 補正予算書(案)

富合町合併特例区

協議第4号

平成23年度富合町合併特例区一般会計補正予算(第2号)

平成23年度富合町合併特例区一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,451千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ74,907千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年2月10日提出

富合町合併特例区長 村 﨑 秀

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

款	項	補正前の額	補 正 額	合 計
1 人份性阅忆六什么		75, 331	△ 9,010	66, 321
1 合併特例区交付金	1 合併特例区交付金	75, 331	△ 9,010	66, 321
2 使用料及び手数料		3, 500	780	4, 280
2 使用件及0.子数件	1 使用料	3, 500	780	4, 280
3 財産収入		82	0	82
	1 財産運用収入	82	0	82
4 繰越金		0	3, 839	3, 839
4 株 悠 並	1 繰越金	0	3, 839	3, 839
		445	△ 60	385
5 諸収入	1 預金利子	1	6	7
	2 雑 入	444	△ 66	378
歳 入 合 計		79, 358	△ 4, 451	74, 907

(歳 出)

款	項	補正前の額	補 正 額	合 計
1		33, 759	△ 2,146	31, 613
1 総務費	1 総務管理費	33, 759	△ 2,146	31, 613
2 民生費		10, 693	0	10, 693
	1 社会福祉費	10, 693	0	10, 693
3 衛生費		5, 328	△ 561	4, 767
	1 保健衛生費	5, 328	△ 561	4, 767
4 農林水産業費		300	0	300
4 辰州小庄未真	1 水田農業推進対策費	300	0	300
5 商工費		2, 496	0	2, 496
0 间工页	1 商工費	2, 496	0	2, 496
6 土 木 費		5, 484	△ 36	5, 448
0 上 小 貝	1 都市計画費	5, 484	△ 36	5, 448
		21, 298	△ 1,708	19, 590
7 教育費	1 社会教育費	1, 574	△ 201	1, 373
	2 保健体育費	19, 724	△ 1,507	18, 217
歳 出 合 計		79, 358	△ 4, 451	74, 907

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総 括

歳 入 (単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 合併特例区交付金	75, 331	△ 9,010	66, 321
2 使用料及び手数料	3, 500	780	4, 280
3 財産収入	82	0	82
4 繰越金	0	3, 839	3, 839
5 諸 収 入	445	△ 60	385
歳 入 合 計	79, 358	△ 4,451	74, 907

歳 出 (単位:千円)

					正額の財源内	訳
款	補正前の額	補 正 額	計	特 定	財源	一般財源
				国県支出金	その他	/42 %1 1//
1 総務費	33, 759	△ 2, 146	31, 613	0	0	△ 2, 146
2 民生費	10, 693	0	10, 693	0	0	0
3 衛 生 費	5, 328	△ 561	4, 767	0	0	△ 561
4 農林水産業費	300	0	300	0	0	0
5 商工費	2, 496	0	2, 496	0	0	0
6 土木費	5, 484	△ 36	5, 448	0	322	△ 358
7 教育費	21, 298	△ 1,708	19, 590	0	392	△ 2,100
歳 出 合 計	79, 358	△ 4, 451	74, 907	0	714	△ 5, 165

2. 歳 入

(款) 1 合併特例区交付金

(項) 1 合併特例区交付金

(単位:千円)

Ħ	補正前の額補正額		前の額補正額計			説	明
F	m エ· 則 V が良	們业領	ĒΙ	区 分	金額	成化	1971
1 合併特例区交付金	75, 331	△ 9,010	66, 321	1 合併特例区交付金	△ 9,010	富合町合併特例区交付金	△ 9,010
計	75, 331	△ 9,010	66, 321				

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位:千円)

Н	目補正前の額補正	補正額	前正額 計	節			説	明		
		州上刊の領	州北镇	PΙ	区	分	金額	以	۵1	
1 使用料		3, 500	780	4, 280	1 使用料		780	雁回館使用料	38	83
								屋外運動場使用料	7	75
								雁回公園使用料	32	22
計		3, 500	780	4, 280						

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

		補正額	計	節		説	明
H 111.11.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	1111111111	н	区分	金額	H/U	-21	
1 繰越金	0	3, 839	3, 839	1 繰越金	3, 839	一般繰越金	3, 839
計	0	3, 839	3, 839				

(款) 5 諸収入

	(項) 1 預金	全利子						(単位:千円)
		補正前の額	補正額	十	節		説	明
	Ι	加亚的小欧	1111111111	н	区 分	金額	H) U	71
1	預金利子	1	6	7	1 預金利子	6	預金利子	6
	計	1	6	7				

(款) 5 諸収入

(項) 2 雑 入

Н	補正前の額	補正額	計	節		説	明
	畑北別が破	1111.4只	рΙ	区 分	金額	17几	97
1 雑 入	444	△ 66	378	1 雑 入	△ 66	高齢者学級受講料	△ 66
計	444	△ 66	378				

3. 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

				補 正	額の財源	内 訳	節			
目	補正前の額	補正額	計	特定	財 源	一般財源	IJA		説明	
				国県支出金	その他	川又只1755	区 分	金 額		
1 一般管理費	33, 759	△ 2, 146	31, 613	0	0	\triangle 2, 146	1 報 酬	\triangle 2, 146	合併特例区協議会構成員報酬	\triangle 2, 146
							11 需用費	△ 20	燃料費	△ 15
									印刷製本費	
										∠ 12 7
									消耗品費	1
							12 役務費	20	マイクロバス自動車損害保険料	20
計	33, 759	△ 2,146	31, 613	0	0	△ 2, 146				

(款) 3 衛生費

(項) 1 保健衛生費

				補 正	額の財源	内訳	節			
目	補正前の額	補正額	計	特定	財 源	一般財源	[月		説明	
				国県支出金	その他	川又外江初东	区 分	金額		
2 健康の里推進費	5, 328	△ 561	4, 767	0	0	△ 561	8 報償費	△ 138	講師等謝礼	△ 183
									各種大会記念品代	45
							11 需用費	242	印刷製本費	△ 33
									消耗品費	31
									食糧費	244
							12 役務費	△ 221	健康の里フェスティバル時配布用弁当作成手数料	△ 221
							13 委託料	△ 444	総合健診	△ 232
									腹部超音波検診	△ 212
計	5, 328	△ 561	4, 767	0	0	△ 561				

(款) 6 土木費

(項) 1 都市計画費

(単位:千円)

				補 正	額の財源	内 訳	節			
目	補正前の額	補正額	計	特定	財 源	一般財源	니고		説	明
				国県支出金	その他	/12/27/1//	区 分	金額		
1 公園管理費	5, 484	△ 36	5, 448	0	322	△ 358	11 需用費	△ 8	印刷製本費	△ 8
							12 役務費	117	し尿汲取手数料	117
							13 委託料	△ 149	雁回公園清掃委託	\triangle 1
									樹木剪定業務委託	△ 148
							14 使用料及び賃借料	△ 4	ポンプ配線共架料	\triangle 2
									ケーブル添架料	\triangle 2
							23 償還金利子及び割引料	8	使用料還付金	8
計	5, 484	△ 36	5, 448	0	322	△ 358				

(款) 7 教育費

(項) 1 社会教育費

				補 正	額の財源	内 訳	節			
目	補正前の額	補正額	計	特定	財 源	一般財源	川		説	明
				国県支出金	その他	/\d\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	区 分	金額		
2 公民館費	1, 304	△ 201	1, 103	0	△ 66	△ 135	8 報償費	6	高齢者学級等講師謝礼金	6
							11 需用費	△ 6	印刷製本費	△ 6
							14 使用料及び賃借料	△ 201	高齢者学級用自動車借上料	△ 201
計	1, 304	△ 201	1, 103	0	△ 66	△ 135				

(款) 7 教育費

(項) 2 保健体育費

				補 正	額の財源	内訳		And.				
目	補正前の額	補正額	計	特定	財 源	一般財源		節	J		説明	
				国県支出金	その他	一 利文 只行 70尔		区 分	金	額		
2 保健体育施設費	18, 236	\triangle 1,507	16, 729	0	458	△ 1,965	11	需用費		304	光熱水費	304
							13	委託料		△ 1,500	屋外運動場管理人委託	\triangle 1
											雁回館夜間照明施設等管理委託	△ 48
											雁回館清掃管理委託	5
											雁回館定期清掃委託	△ 190
											雁回館消防設備等保守点検委託	△ 99
											雁回館夜間警備委託	△ 180
											雁回館空調機器保守点検整備委託	△ 28
											雁回館吊物機構設備保守点検委託	\triangle 147
											電気工作物保安業務管理委託	\triangle 12
											ステージ吊物ワイヤー取替設計業務委託	△ 400
											非常用照明及び誘導灯取替設計業務委託	△ 400
							15	工事請負費		△ 311	ステージ吊物ワイヤー取替工事	299
											非常用照明及び誘導灯取替工事	△ 610
計	18, 236	\triangle 1,507	16, 729	0	458	△ 1,965						

.

平成24年度

富合町合併特例区一般会計予算書(案)

富合町合併特例区

協議第 5 号

平成24年度富合町合併特例区一般会計予算

平成24年度富合町合併特例区の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72、982千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年 2 月10日提出

富合町合併特例区長 村 﨑 秀

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 合併特例区交付金		68, 449
1 日所行例区文的金	1 合併特例区交付金	68, 449
2 使用料及び手数料		4,000
2 使用杆及0 于数杆	1 使 用 料	4, 000
3 財産収入		82
3	1 財産運用収入	82
		451
5 諸 収 入	1 預金利子	7
	2 雑 入	444
歳	· 合計	72, 982

歳 出 (単位:千円)

款	項	金額
1 総 務 費		31, 545
	1 総務管理費	31, 545
2 民 生 費		10, 458
2 八 生 負	1 社会福祉費	10, 458
3 衛 生 費		5, 475
3 闸 工 貝	1 保健衛生費	5, 475
4 農林水産業費		300
+ 展州小庄未貞	1農業費	300
5 商 工 費		2, 496
о in	1 商 工 費	2, 496
6 土 木 費		5, 582
0 1	1 都市計画費	5, 582
		17, 126
7 教 育 費	1 社会教育費	1,622
	2 保健体育費	15, 504
歳出	승 計	72, 982

歳入歳出予算事項別明細書

•

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総 括 (歳 入)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 合併特例区交付金	68, 449	75, 331	△ 6,882
2 使用料及び手数料	4,000	3, 500	500
3 財産収入	82	82	0
5 諸 収 入	451	445	6
歳 入 合 計	72, 982	79, 358	△ 6,376

(歳 出)

				本年月	き予算額の財源	原内 訳
款	本年度予算額	前年度予算額	比較	特 定	財源	一般財源
				国県支出金	その他	川文 芹1 1万六
1 総務費	31, 545	33, 759	△ 2, 214	0	0	31, 545
2 民生費	10, 458	10, 693	△ 235	0	3	10, 455
3 衛生費	5, 475	5, 328	147	0	0	5, 475
4 農林水産業費	300	300	0	0	0	300
5 商工費	2, 496	2, 496	0	0	0	2, 496
6 土木費	5, 582	5, 484	98	0	648	4, 934
7 教育費	17, 126	21, 298	△ 4,172	0	3, 875	13, 251
歳 出 合 計	72, 982	79, 358	△ 6,376	0	4, 526	68, 456

2. 歳 入

(款) 1 合併特例区交付金

(項) 1 合併特例区交付金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説明
H	平千尺	刊千及	九 权	区 分	金額	10F - 21
1 合併特例区交付金	68, 449	75, 331	△ 6,882	1 合併特例区交付金	68, 449	富合町合併特例区交付金 68,449
計	68, 449	75, 331	△ 6,882			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

目	本年度	前年度	比較	節		説	明
				区 分	金額	· 元	97
1 使用料	4,000	3, 500	500	1 使用料	4,000	雁回館使用料	3, 200
						屋外運動場使用料	250
						雁回公園使用料	550
計	4,000	3, 500	500				

(款) 3 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位:千円)

H	本年度	前年度	比 較	節		説明	
Ħ	平平及	削平及	儿 収	区 分	金額	70000000000000000000000000000000000000	
1 財産貸付収入	82	82	0	1 土地貸付収入	74	屋外運動場貸付収入 雁回公園貸付収入 老人憩の家貸付収入	3 68 3
				2 建物貸付収入	8	雁回館貸付収入	8
計	82	82	0				

(款) 5 諸収入

(項) 1 預金利子

(単位:千円)

Ħ	本年度	前年度	比較	節		説	明
F	本 十反	刊十尺	11 収	区 分	金 額	却也	91
1 預金利子	7	1	6	1 預金利子	7	預金利子	7
計	7	1	6				

(款) 5 諸収入

(項) 2 雑 入

Ħ	本年度	前年度	比較	節		計	明
	平千茂	刊平及	11 戦	区 分	金額	印几	97
1 雑 入	444	444	0	1 雑 入	444	高齢者学級受講料	300
						自動販売機電気料	144
計	444	444	0				

3. 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

				本 年	度の財源	内 訳	節			T-122 . 1 1 1 1 7
目	本年度	前年度	比較		財 源	一般財源	区分	金額	説 明	
1 一般管理費	31, 545	33, 759	△ 2,214	0	0	31, 545	1 報酬	17, 866	合併特例区協議会構成員報酬	17, 866
							2 給料	7, 582	合併特例区長給料	7, 582
							3 職員手当等		期末手当 扶養手当	2, 237
							4 共済費	4	健康保険費	
							11 需用費		共済費 消耗品費	2, 172
									燃料費 印刷製本費	152 762
									修繕費	290
							12 役務費	146	マイクロバス自動車損害保険料	146
							13 委託料	278	ホームページ維持管理委託	278
							27 公課費	30	公用車重量税	30
2 新幹線対策費	0	0	0	0	0	0				
2 利轩禄刈來賃	U	0	U	0	0	0				
計	31, 545	33, 759	△ 2, 214	0	0	31, 545				

(款) 2 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位:千円)

				本 年	度の財源	内 訳	節			
目	本 年 度	前年度	比 較	特定		一般財源	区分	金額	説明	
				国県支出金	その他	/1/X 1 1//X		业 报		
1 老人福祉費	10, 458	10, 693	-235	0	3	10, 455	13 委託料	10, 458	老人憩の家指定管理委託 10,	458
計	10, 458	10, 693	-235	0	3	10, 455				

(款) 3 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位:千円)

				本 年	度の財源	内 訳	節			
目	本年度	前年度	比較	特 定 国県支出金	財源 その他	一般財源	区 分	金 額	説明	
2 健康の里推進費	5, 475	5, 328	147	0	0	5, 475	8 報償費	304	講師等謝礼	234
									各種大会記念品代	70
							11 需用費	417	印刷製本費	60
									消耗品費	103
									食糧費(健康の里フェスティバル時配布用弁当代)	254
							13 委託料	4, 718	総合健診	3,600
									腹部超音波検診	908
									体成分分析·脳活性度測定·骨密度測定委託	210
							14 使用料及び	36	無料マッサージコーナーの布団リース代	18
							賃借料		マッサージ協会員送迎用タクシー代	18
計	5, 475	5, 328	147	0	0	5, 475				

(款) 4 農林水産業費

(項) 1 農業費

				本年	度の財源	内 訳	節				
目	本 年 度	前年度	比 較	特定	財 源	一般財源	区分	金額		说 明	
				国県支出金	その他	州文 於 7/5		並 領			
1 水田農業推進対策費	300	300	0	0	0	300	19 負担金補助 及び交付金	300	産業祭負担金		300
計	300	300	0	0	0	300					

(款) 5 商工費

(項) 1 商工費 (単位:千円)

-	(バ/ エ	四上只									
					本 年 /	度の財源	内訳	節			
	目	本 年 度	前年度	比 較	特定	財 源	一般財源	マ ハ	金額	説	明
					国県支出金	その他	一放奶奶	区 分	並領		
	1 商工振興費	2, 496	2, 496	0	0	0	2, 496	19 負担金補助 及び交付金	2, 496	ふるさと祭事業補助金	2, 496
	計	2, 496	2, 496	0	0	0	2, 496				

(款) 6 土木費

(項) 1 都市計画費

					度の財源	内 訳		節			
目	本年度	前年度	比較	特 定国県支出金	財源その他	一般財源	区	分	金		明
1 公園管理費	5, 582	5, 484	98	0	648	4, 934	11 需用費			755 消耗品費	180
										印刷製本費	25
										光熱水費	300
										燃料費	50
										修繕費	200
							12 役務費			338 し尿汲取手数料	300
										水道タンク清掃手数料	¥ 25
										水質検査手数料	13
							13 委託料		4,	451 雁回公園清掃委託	1, 260
										雁回公園管理人委託	2,775
										遊具施設保守点検委討	£ 16
										植木等手入委託	400
							14 使用料	及び		8 ポンプ配線共架料	4
							賃借料			ケーブル添架料	4
							16 原材料	費		30 山砂等	30
計	5, 582	5, 484	98	0	648	4, 934					_

(款) 7 教育費

(項) 1 社会教育費

(単位:千円)

				本年	度の財源	内 訳	節		
目	本 年 度	前年度	比較	特定		一般財源	区分	金額	説明
	0.50	250		国県支出金	その他。		19 負担金補助		1.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4
1 社会教育総務費	270	270	0	0	0	270	19 貝担並補助 及び交付金	270	文化協会補助金 270
2 公民館費	1, 352	1, 304	48	0	300	1, 052	8 報償費	666	高齢者学級講師等謝礼金 660
							11 需用費	266	消耗品費 11
									食糧費 3
									印刷製本費 114
							14 使用料及び 賃借料	420	高齢者学級用自動車借上料等 420
計	1, 622	1, 574	48	0	300	1, 322			

(款) 7 教育費

(項) 2 保健体育費

				本年月	度の財源	内 訳	節			
目	本 年 度	前年度	比 較	特定		一般財源	区分	金額	説明	
				国県支出金	その他	川又外了初末		亚 頓		
1 保健体育総務費	1, 488	1, 488	0	0	0	1, 488	11 需用費	138	消耗品費	38
									印刷製本費	50
									修繕費	50
							14 使用料及び 賃借料	0		0
							19 負担金補助 及び交付金	1, 350	富合町体育協会活動補助金	1, 350

(款) 7 教育費

(項) 2 保健体育費

				本 年	度の財源	内 訳		節				
目	本年度	前年度	比較	特 定国県支出金	財 源 その他	一般財源	区	分	金	額	説明	
2 保健体育施設費	14, 016	18, 236	△ 4,220	0	3, 575	10, 441	11 需用費			5,827	消耗品費	177
											光熱水費	5, 430
											修繕費	220
							12 役務費			90	通信費	90
							13 委託料				屋外運動場管理人委託	2, 775
											雁回館夜間照明施設等管理委託	1,659
											雁回館清掃管理委託	1,548
											雁回館定期清掃委託	450
											雁回館消防設備等保守点検委託	193
											雁回館夜間警備委託	300
											雁回館空調機器保守点検整備委託	133
											雁回館吊物機構設備保守点検委託	147
											電気工作物保安業務管理委託	134
							14 使用料	 及び		485	テレビ受信料	15
							賃借料				便器防臭洗浄器具賃借料	76
											駐車場賃借料	394
							15 工事請	負費		0		
							16 原材料	 費		25	山砂等	25
							22 補償、 及び賠	補填 償金		250	夜間照明農作物被害補償金	250
計	15, 504	19, 724	△ 4, 220	0	3, 575	11, 929						

特別職 (単位:千円) 給 与 費 職員数 共 済 費 備 考 区 分 期末手当 合 計 (人) 給 料 扶養手当 通勤手当 計 報 酬 年間支給率 (月分) 2, 237 2.95 区 長 2, 172 1 7,582 9,819 11,991 協議会構成員 本年度 8 17,866 17,866 17,866 2, 237 29,857 計 7,582 2.95 27,685 2, 172 9 17,866 0 0 2, 248 区 長 7,618 2.95 9,866 2, 167 0 12,033 1 協議会構成員 前年度 9 20, 196 20, 196 20, 196 2, 248 計 2.95 30,062 2, 167 32, 229 10 20, 196 7,618 0 0 △ 11 区 長 0 \triangle 36 0.00 \triangle 47 \triangle 42 0 協議会構成員 比 較 \triangle 1 \triangle 2, 330 0.00 \triangle 2, 330 \triangle 2, 330 0 0 0 0 △ 11 計 \triangle 1 △ 2,330 \triangle 36 0.00 0 0 \triangle 2, 377 \triangle 2, 372

- 42 -

協議第 6 号

合併特例区終了後の特例区事業について

富合町合併特例区事業

番号	事業名	担当班 (特例区事務局)	実施主体	実施主体事務局 (該当のみ)	今後の 開催予定
1	富合町体育祭	まちづくり班	体育協会		H24年11月
2	富合町駅伝大会	まちづくり班	体育協会		H24年12月
3	富合町成人式	まちづくり班	合併特例区		H25年1月
4	富合町文化祭	まちづくり班	文化協会		H24年11月
5	健康祭	保健福祉班	合併特例区		H24年11月
6	産業祭	産業振興班	産業祭実行委員 会	産業振興班	H24年11月
7	富合ふるさと祭り	産業振興班	ふるさと祭り実行 委員会	富合商工会	H24年8月 H25年8月
8	高齢者学級 (さわやか学級)	まちづくり班	合併特例区		H23年4月~24年3月 H24年4月~25年3月 H25年4月~10月5日
9	保健事業	保健福祉班	合併特例区		H24年6~8月 H25年6~8月

事業名	富合町体育祭		担当班名	まちづくり班			
H23年度予算額	350千円	H22年度	決算額	332 千			
事業費内訳	・特例区支出額 350円 (内訳 富合町体育協会活動補 ・自主財源 0円 ・その他		※補助金 千円)	(助成金)	V		
事業実施主体	熊本市富合町体育協会	}	※補助(即 対象団		本市富合町体育協会		
目的及び内容	・地域住民相互の親睦を深め、健康 ・平成22年度 17種目 ・参加者 延べ1,800人	で明るく豊か	かなまちつ	づくりを目的	とする。		
合併特例区終 了後の方針案 ※番号にOを付ける	1 廃止 ② 継続(実施主体:熊本市富合町体育協会) 3 その他()						
方針案の理由	○現在も熊本市富合町体育協会が の住民の意向も強い。	主催し、富名	今地域の	体育祭として	、継続していきたいと		
課題	○体育協会の事務局体制(事務局員や事務所等)の確立 現在は、まちづくり班が事務局として、協会の運営を行っている。 ○体育祭に必要なスタッフの確保 現在は、前日の会場設営や当日の進行の業務のため、合併特例区事務局職員を派遣している。 ○事業費の確保 現在は、合併特例区補助金のみで実施している。						
特記事項	〇合併特例区終了後の熊本市校区 校区体育協会運営助成 約9万円 ※校区体育祭を実施した場合、運営 円が交付される。						

	年度	期間	進捗管理	進度
合併	平成 23年度	10-12月	平成23年度富合町体育祭(中止) 中止理由:小中学校校舎耐震化工事のため。 平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 平成23年12月6日 富合町体育協会の役員(会長、副会長3名、常任理事3名)と、合併 特例区終了後の体育祭の方針案と課題について協議。 合併特例区終了後も、体育祭継続の意向を確認。 【課題について】 〇体育協会の事務局体制(事務局員や事務所等)の確立 現在、経理事務や体育祭の準備等も主に、まちづくり班が事務局と して行っているため、24年度内を目処に事務局体制の確立につい て、継続協議していくこととした。 〇体育祭に必要なスタッフの確保 ボランティアによる運営について継続協議していく。	
合併特例区終了		1-3月		
までの計	平成	4-6月	体育協会総会(5月予定)	
画(スケジ		7-9月		
ユール)	24年度	10-12月	平成24年度富合町体育祭(11月予定)	
		1-3月		
		4-6月	体育協会総会(5月予定)	
	平成 25年度	7-9月		
		10月5日 まで		

事業名	富合町駅伝大会			担当班名	まちづくり班		
H23年度予算額	275千円	H22年度	決算額	142千円			
事業費内訳	(内訳 富合町体育協会活動補		※補助金 千円)	(助成金)	✓		
事業実施主体	熊本市富合町体育協会	;	※補助(助 対象団		本市富合町体育協会		
目的及び内容	・富合地域住民のスポーツの振興を 克服する気力と根気を養うことを目的 ・富合町内一円 10区間(18.3km) ・参加チーム 約20チーム		ことにより	強靭な体力を	と精神力、特に困難を		
合併特例区終 了後の方針案 ※番号にOを付ける	1 廃止 ② 継続(実施主体:熊本市富合町体育協会) 3 その他()						
方針案の理由	○現在も熊本市富合町体育協会が <u>:</u>	主催し、継糸	続していき	たいとの住り	民の意向も強い。		
課題	 ○体育協会の事務局体制(事務局員や事務所等)の確立 現在は、まちづくり班が事務局として、協会の運営を行っている。 ○駅伝大会に必要なスタッフの確保 現在は、当日の進行の業務のため、合併特例区事務局職員及び公用車を派遣している。 ○事業費の確保 現在は、合併特例区補助金のみで実施している。 						
特記事項	〇合併特例区終了後の熊本市校区 校区体育協会運営助成 約9万円 ※駅伝大会は、校区体育祭開催等事				一ツ振興課)有り。		

	年度	期間	進捗管理	進度					
合併特例区終了	平成 23年度	1-3月	平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 第43回富合町駅伝大会(平成23年12月4日) 平成23年12月6日 富合町体育協会の役員(会長、副会長3名、常任理事3名)と、合併 特例区終了後の駅伝大会の方針案と課題について協議。 合併特例区終了後も、駅伝大会継続の意向を確認。 (課題について】 〇体育協会の事務局体制(事務局員や事務所等)の確立 現在、経理事務や駅伝大会の準備等も主に、まちづくり班が事務局として行っているため、24年度内を目処に事務局体制の確立について、継続協議していくこととした。 〇駅伝大会に必要なスタッフの確保 43回駅伝大会は、ボランティアによる運営や公用車の使用も最小限で実施。今後も、ボランティアによる運営について継続協議していく。						
」までの計画	平成	4-6月	体育協会総会(5月予定)						
(スケジ		7-9月							
コール)	24年度	10-12月	第44回富合町駅伝大会(12月予定)						
		1-3月							
		4-6月	体育協会総会(5月予定)						
	平成 25年度	7-9月							
		10月5日 まで							

事業名	富合町成人式	担当班名	まち	づくり班		
H23年度予算額	260千円 H22年度	決算額			160千円	
事業費内訳	・特例区支出額 260千円 (内訳 消耗品費109千円、食料費20千円 ・自主財源 0千円 ・その他		:(助成金) 本費131千F	円)		
事業実施主体	富合町合併特例区	※補助(明 対象団				
目的及び内容	・富合町の新成人者を対象に開催する。大人に年を祝い励まし、成人としての自覚を促すことを・新成人が、式の進行を担う。(司会、受付、ピアラ、新成人代表謝辞、茶話会進行等)	目的とす	る。			
合併特例区終 了後の方針案 ※番号にOを付ける	1 廃止 (2) 継続(実施主体:校区自治協議会 3 その他())		
方針案の理由	○生まれ育った富合町で成人式を行うことで、 した思い出を語らうことで、郷土への愛着や貢育 ○新成人を対象に実施したアンケートの結果に 開催を希望する意見が圧倒的であった。	献を確認し	レ合う、 意義さ	ある場となっ	っている。	
課題	○地域団体への移行 校区自治協議会の設立。 ○ <u>事業費の確保</u> ホール等の使用料の負担が新たに生じる。					
特記事項	○他校区の実施状況(旧城南町と旧植木町を限校区名 主催団体 主催団体 芳野 社会福祉協議会 高橋 高橋地域公民館 川 尻 川尻校区公民館(地域公民館の連合体) 泉ヶ丘 校区自治協議会・泉ヶ丘校区公民館(地域公民 活麻東 婦人会 春 竹 春竹地域公民館	民館の連合体	地域コミュニ 小学校体育 小学校体育 が 校区公民館 地域コミュニ 地域コミュニ	館 -ティセンター -ティセンター	使用料 免除 免除 免除 無料 2,000円 免除	

	年度	期間	進捗管理	進度
	平成 23年度	10-12月	平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 平成23年12月7日 校区自治協議会設立検討委員会役員と、合併特例区終了後の成人 式の方針案と課題について協議。 【課題について】 〇地域団体への移行 ひとつの団体が主催となるより、設立予定の校区自治協議会で行う のが望ましいとの意見で一致した。 校区自治協議会設立検討委員会で、校区自治協議会で行う事業と して審議を行うとの回答を得た。	
合併特例区		1-3月	平成24年富合町成人式(平成24年1月8日)	計画どおり
区終了までの		4-6月		
計画(ス	平成 24年度	7-9月		
ケジュール		10-12月		
)		1-3月	平成25年富合町成人式	
		4-6月		
	平成 25年度	7-9月		
		10月5日 まで		

事業名	富合町文化祭			担当班	名	まちづくり班	
H23年度予算額	335千円	H22年度》	決算額	293千円			
事業費内訳	(内訳 富合町文化協会補助金	270千円) 千円		(助成金)		V	
事業実施主体	富合町文化協会	*	※補助(助 対象団		富台	合町文化協会	
目的及び内容	・富合地域に息づく伝統や文化の継承る。・町内で活動する各種文化団体が、顕表・展示する。						
合併特例区終 了後の方針案 ※番号にOを付ける	1 廃止 ② 継続(実施主体:富合町文化協会) 3 その他()						
方針案の理由	○現在も文化協会の主催であり、富名	合地域の芸	(術文化 0	の継承と扱	長興のた	さめ継続する。	
課題	○文化協会の事務局体制(事務局員 現在は、まちづくり班が事務局として、 ○ <u>事業費の確保</u> ホール等の使用料の負担が新たに生	協会の運					
特記事項	○「熊本市富合ホール使用料の減免 としての取扱いが可能になることも考		を網」に基	づき、市	共催と な	なれば減免の対象	

	年度	期間	進捗管理	進度
合併特別	平成 23年度	10-12月	第45回富合町文化祭(平成23年11月3日~4日) 平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 平成23年11月30日 富合町文化協会の役員(会長、事務局長、庶務会計)と、合併特例区終了後の文化祭の方針案と課題について協議。 合併特例区終了後も、文化祭継続の意向を確認。 【課題について】 ○文化協会の事務局体制(事務局員や事務所等)の確立 現在、経理事務等については協会役員が執行しているが、まちづくり班で、決算書作成等の補助事務を行っている。 文化祭の企画・運営も協会が行なっているが、プログラム作成等の一部をまちづくり班で行っている。 まちづくり班が行っている事務の引継について、今後も継続協議していく。	計画どおり
例区終了		1-3月		
までの計	平成	4-6月	文化協会総会(4月予定)	
画(スケジ		7-9月		
ユール)	24年度	10-12月	第46回富合町文化祭(平成24年11月3日~4日)	
		1-3月		
		4-6月	文化協会総会(4月予定)	
	平成 25年度	7-9月		
		10月5日 まで		

事業名	健康祭	担当班名	保健福祉班	
H23年度予算額	693千円	H22年度決算額		651千円
事業費内訳	・特例区支出額 (内訳報償費 380千円 需 ・自主財源 ・その他	693千円 用費 92千円 7 千円 千円	※補助金 役務費 2.2	:(助成金□ 1千円)
事業実施主体	富合町合併特例区	※補助(E 対象団		
目的及び内容	旧富合町では、健康・文化・産業のなが健康づくりに対する認識を深め、 合併特例区ではその意義を継承し	、健康づくりの輪を広	げる機会とし	. —
合併特例区終 了後の方針案 ※番号にOを付ける	1 廃止 2 継続(実施主体: 3 その他())
方針案の理由	・熊本市では「健康フェスティバル」を護、国民健康保険コーナーなどの催併特例区終了後も富合地区だけでする。 ・関連行事のグラウンドゴルフ大会、	し物が実施され健身 イベントを実施してい	聚祭と重複する く意義が薄れ	5行事内容が多く、合 てくるものと思われ
課題	・健康祭は富合地区住民の健康に対えられ、健康祭廃止以降も南区役所通じて引き続き啓発に努め、健診受が重要である。 ・健康フェスティバルは熊本市の中心が懸念される。	の管内として、健康 診率の維持など住員	教育や健康く民の健康づくり	まもと21などの活動を りへの意識を保つこと
特記事項				

	年度	期間	進捗管理	進度
	平成	10-12月	平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 平成23年度健康祭(平成23年11月23日実施)	計画どおり
	23年度	1-3月		
合併特		4-6月		
合併特例区終了までの計画	平成 24年度	7-9月		
の計画(スケジ		10-12月	平成24年度健康祭	
/ジュール)		1-3月		
		4-6月		
	平成 25年度	7-9月		
		10月5日 まで		

事業名	富合町産業祭			担当班	H名	産業振興班
H23年度予算額	545千円	H22年度	医決算額			529千円
事業費内訳	特例区支出額 300千円 (内訳 産業祭負担金)自主財源 千円その他 宇城農協負担金24		金(助成金	<u>:</u>)		
事業実施主体	富合町産業祭実行委員会		※補助(助 対象団		富合日	町産業祭実行委員会
目的及び内容	町の基幹産業である農産物のPRと 拡大を図る。	消費拡大	を推進する	らとともに	、郷土	Lの特産品等の販路
合併特例区終 了後の方針案 ※番号にOを付ける	① 廃止 2 継続(実施主体: 3 その他())
方針案の理由	毎年9月に下北地区JA祭が下北営 示販売だが産業祭と重複する部分も 営されていることから開催の意義は	ある。農産	奎物直 壳剂			
課題	農産物を出展する人にとって、産業祭のか楽しみとなっている。今後は直見協議を進める。					
特記事項						

	年度	期間	進捗管理	進度
	平成 23年度	10-12月	平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 産業祭実施(平成23年11月23日実施)	計画どおり
		1-3月	1月26日産業祭実行委員会開催。特例区終了後の産業祭について、事務局案として廃止とすることを説明し、概ね了承。今後は自治協議会が主になり産業祭を開催することや、南区としての産業祭を検討してもいいのではないか等の意見が出た。JA下北営農生活センターとの協議では、JA祭や直売所で野菜の品評会が開催できないか協議したが、現段階ではJAとしては開催できないとの事であった。	
合併特例		4-6月		
区終了まで	平成 24年度	7-9月	産業祭実行委員会開催	
の計画(スケジ		10-12月	産業祭開催	
ジュール)		1-3月	産業祭実行委員会開催(決算確認、解散)	
		4-6月		
	平成 25年度	7-9月		
		10月5日 まで		

事業名	富合ふるさと祭り	J		担当班名	産業振興班
H23年度予算額	4, 034千円	H22年度	決算額		3, 919千円
事業費内訳	・特例区支出額 2,496千円 (内訳 ふるさと祭り事業補助 ・自主財源 千 ・その他 広告スポンサー 1,	金) ·円	補助金(助]成金)	✓
事業実施主体			※補助(即 対象団		ふるさと祭り実行委員
目的及び内容	富合の住民が一同に会し、住民相互とを目的とする。ステージショー、バ			育み地域の	更なる発展に寄与するこ
合併特例区終 了後の方針案 ※番号にOを付ける	1 廃止 ② 継続(実施主体: ふるさと祭り) 3 その他(実行委員会	≩))
方針案の理由	地域の連帯感やふるさとを愛する心	を育み、地	地域の発展	を図るため	に継続する。
課題	○実行委員会事務局体制の確立 富合商工会が実行委員会事務局 ○事業費の確保 経費削減と地区負担等について ○運営スタッフの確保 商工会役員と特例区事務局職員 体による役割分担が必要	検討が必要	要。		
特記事項	円滑に継続するためにふるさと祭り	運営マニュ	アルを作	成する。	

	年度	期間	進捗管理	進度
	平成 23年度	10-12月	平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。	
		1-3月	1月27日ふるさと祭り実行委員会開催。特例区終了後のふるさと祭りについて、事務局案では継続としたことを説明。商工会としては自治協議会が事務局となり祭りを開催していく場合協力していくことが理事会で承認されている。自治協議会を設立し、協議会が主になりふるさと祭りを開催していくことを目指すことが提案された。特例区終了後祭りを開催する場合費用の捻出についても大きな課題として認識された。	
合併特別		4-6月	ふるさと祭り実行委員会	
合併特例区終了までの	平成 24年度	7-9月	ふるさと祭り開催(平成24年8月4日予定)	
の計画(スケジ		10-12月		
ソユール)		1-3月	ふるさと祭り実行委員会	
		4-6月	ふるさと祭り実行委員会	
	平成 25年度	7-9月	ふるさと祭り開催	
		10月5日 まで		

事業名	高齢者学級(さわやか学級)		担当班名	まちづくり班
H23年度予算額	1,044千円	H22年度決算額		793千円
事業費内訳	・特例区支出額 1,04 (内訳 講師等謝礼金624千円、 ・自主財源 ・その他		加金(助成金) 千円)	
事業実施主体	富合町合併特例区	※補助(対象団		
目的及び内容	・富合公民館において、幅広い学習に習を実施し、高齢者の生きがいづくり・学級生:232名 クラブ:15クラ・講演:約6回 館外学習:1回 ス	Jの推進を目的とす ブ		つ講話や実技、館外学
合併特例区終 了後の方針案 ※番号にOを付ける	① 廃止 2 継続(実施主体: 3 その他()	
方針案の理由	〇高齢者を対象とした主催講座(講達の) (講演の) (講演の) (関係) (関係) (関係) (関係) (関係) (関係) (関係) (関係			
課題	○ <u>自主講座の担い手</u> 自主講座として、企画・実施していく。 ○ <u>運営費の負担</u> 自主講座であれば、使用料の負担ヤ		が生じる。	
特記事項	〇高齢者による自主講座活動状況(クラブ名:茶道、生花、オカリナ 活動:月2回程度 使用料の負担:月額1,000円~3,000	-、大正琴	•)	

	年度	期間	進捗管理	進度
合併特例区終了までの計画	平成 23年度	10-12月	平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 平成23年12月16日 さわやか学級・クラブ代表者(19名)と、合併特例区終了後の方針案 と課題について協議。 学級生の意見も聞きながら場合によっては、24年度末をもって廃止 になることも有り得ることを説明。 【課題について】 〇自主講座の担い手や運営費の負担 自主講座へ移行すれば、使用料や講師謝礼金の負担が生じることを説明。 (出席者からの要望) 〇「さわやか学級だより」(毎月発行)等で、周知徹底して欲しい。 〇実際に自主講座として活動している団体の活動内容を聞ける場を設けて欲しい。 ※廃止期限については、25年度予算編成時(24年9月)までに決定。 要望に応えるため、説明の場を設けることとした。	
	平成 24年度	4-6月		
(スケジュ		7-9月		
ール)		10-12月		
		1-3月		
	平成 25年度	4-6月		
		7-9月		
		10月5日 まで		

事業名	保健事業			担当现	旧名	保健福祉班
H23年度予算額	4, 635千円	H22年度	E決 算額			4, 039千円
事業費内訳	・特例区支出額 4,635千 (内訳 委託料 4,63 ・自主財源 ・その他	5千円	※補助金) 千円 千円	(助成金))	
事業実施主体	富合町合併特例区		※補助(B 対象団			
目的及び内容	富合地区住民の生活習慣病予防対 検診を同一日に実施することで住民					
合併特例区終 了後の方針案 ※番号にOを付ける	1 廃止 2 継続(実施主体: 3 その他()	
方針案の理由	・合併後、がん検診項目数は合併前診が可能となったことで受診の機会・腹部超音波検診は健康増進法によい。 ・骨密度測定は、熊本市健康フェス・受診項目は、廃止後も変わらない。 ・廃止後は、各校区ごとに検診車が	は増加して 基づく「がん ティバルで	ている。 √検診実施 も実施して	iのための		
課題	・地域住民の利便性を引き続き確保・受診率の低下が懸念されるところで					
特記事項						

	年度	期間	進捗管理	進度
	平成 23年度	10-12月	平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。	
		1-3月		
合併特	平成 24年度	4-6月	ふるさと総合健診 腹部超音波検診(複合検診時)	
合併特例区終了まで		7-9月	腹部超音波検診(胃がん検診時)	
の計画(ス		10-12月		
ケジュール)		1-3月		
		4-6月	ふるさと総合健診 腹部超音波検診(複合検診時)	
	平成 25年度	7-9月	腹部超音波検診(胃がん検診時)	
		10月5日 まで		

行 事 予 定 表 (平成24年2月10日~3月9日)

富合町合併特例区 · 富合総合支所

日	曜	時間	区長	行 事 (業務)		場所	
10	金	9:30	0	合併特例区協議会定例会	アスパル・研修室		
11	土			建国記念の日			
12	Ħ						
13	月						
14	火			定期事務監査(総合支所:~3月2日)		富合総合支所	
15	水						
16	木						
17	金						
18	土						
19	B			第1回熊本城マラソン		熊本城周辺	
20	月						
21	火						
22	水			特例区工事監査		富合総合支所	
23	木	8:30~20:00		資源ごみ拠点回収日	嘱託員便発送日	総合支所横	
		17:15		保険料夜間相談窓口の開設		1階第2会議室	
24	金	17:15		保険料夜間相談窓口の開設		1階第2会議室	
25	土						
26	Ħ						
27	月	午前中		合併特例区例月出納検査		応接室	
28	火						
29	水						
				3 月			
1	木						
2	金						
3	土						
4	Ħ						
5	月						
6	火						
7	水	13:30	\circ	嘱託員会議	嘱託員便発送日	アスパル・研修室	
8	木						
9	金						
	平成23年度定期監査 2月14日 (火) ~3月2日 (金) : 富合総合支所						
備	平成23年度定期監査 3月2日(金)~6日(火):富合町合併特例区						
		平成23年度工事監査 2月22日 (水):富合町合併特例区					
考	熊本市議会平成24年第1回定例会:2月24日(金)~3月21日(水)						
		所得税・住民税申告受付:2月27日(月)~3月2日(金)					